

「高校無償化」所得制限法案は廃案に、教育の機会均等と教育無償化の前進を図る予算増を
—「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の
一部を改正する法律案」閣議決定について—（声明）

2013年10月23日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

安倍内閣は10月18日、「高校無償化」に2014年度から所得制限を導入する「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。この法案は、憲法が定める教育の機会均等へ踏み出した「高校無償化」の理念を大きく変質させるものであり、断じて容認できません。また、所得制限で生み出される財源を低所得者への支援に充てるとしてはいますが、その財源は教育予算増で行うべきです。政府はこの法案を今国会で成立させることをねらっていますが、日高教は即時廃案を求めるものです。

「高校無償化」は、長年の父母・教職員・国民の共同の運動と世論を背景に「社会全体であなたの学びを支えます」として2010年度より開始されました。これは教育の無償化への第一歩として、高校生・父母や教職員に歓迎されました。経済的理由による高校中退者が減り、高校への再入学者が増えるなど政策的効果が明らかになりました。その一方で修業年限を越えた全国の2400名以上の生徒からは授業料が徴収されている実態があり、この制度を見直すというのならば、これらの生徒も含めて完全不徴収をこそ行うべきです。

国際的にも高校教育が無償であることは当たり前になっています。日本政府は「高校無償化」をもって昨年9月に、国際人権規約（A規約）第13条2項（b）（c）の高校・大学教育無償の漸進的導入の留保を撤回しました。所得制限の導入はこれに真っ向から逆行するものです。

所得制限により、同じ学級の中に授業料を徴収される生徒と不徴収の生徒、低所得者への支援を受ける生徒と受けない生徒が混在することになります。これによって子ども達は、保護者の所得による格差を突きつけられることになり、精神的に傷つくことが懸念されます。

所得調査にかかる煩雑な事務手続きには莫大な人件費が必要とされます。授業料不徴収にするためには、私立高校と同じように年収を示す書類を添えて申し込む必要があるからです。文部科学省はこの経費として、私立高校と同様の事務費を公立高校にも交付することを検討していますが、このことで所得制限による教育現場の混乱と矛盾が解決されるものでないことは明らかです。

日高教の調査では、ほとんどの都道府県・政令市の教育委員会は「高校無償化」の維持拡充を求めています。北海道・東北6道県教育委員会連合会は「高校無償化」維持を国に要望し、長崎県議会は「公立高校の授業料無償制の堅持と給付型奨学金制度の創設を求める意見書」を採択しています。新聞社説でも「教育の機会均等損なうな」（西日本新聞）、「財政論だけに終始するな 高校無償化見直し」（東奥日報）などと7紙が所得制限の問題点を指摘しています。「高校無償化」所得制限に反対する運動と世論の一定の反映でもあります。

国内総生産（GDP）に占める日本の教育関連予算は3.6%で先進30カ国中の最下位を4年続けています。社会全体で子どもの学びを支える教育予算増が求められています。

「高校無償化」については国の責任による、私立高校・朝鮮学校も含めた授業料の完全不徴収をこそ行うべきであり、低所得層への支援は給付制奨学金や「高校版就学援助」制度などとともに、教育予算増で実現すべきものです。

日高教は父母・国民をはじめ広範な人々と力を合わせて「高校無償化」所得制限法案の廃案をめざし、教育の機会均等と私立高校も含めた教育無償化の前進を図る予算増を求めて全力を尽くすことを決意するものです。

以上。